

令和5年度 第6回理事会の開催

令和5年度 第6回理事会が令和6年3月19日、日本獣医師会大会議室において開催された。本理事会では、決議事項として2議案について諮られ、可決された後、説明・報告事項、日本獣医師連盟の活動報告等について、説明・報告が行われた。議事概要は以下のとおりである。

令和5年度 第6回理事会の議事概要

- I 日時：令和6年3月19日(火) 13:30～17:30
 II 場所：日本獣医師会大会議室
 III 出席者：
 【会長】 藏内勇夫
 【副会長】 砂原和文、鳥海 弘、栗本まさ子
 【専務理事】 境 政人
 【地区理事】 田村 豊、小山田富弥、宇佐美 晃、
 上野弘道、山田有仁、西山治生、
 高島一昭、戒能 豪、草場治雄
 【職域理事】 佐藤れえ子、立川文雄、森 尚志、
 横尾 彰、片岡辰一郎、加地祥文、
 佐伯 潤
 【監事】 市川陽一郎、柴山隆史
 【顧問】 酒井健夫、村中志朗
 【欠席】 佐々木一弥(監事)
 IV 議事：
 【決議事項】
 第1号議案 令和6年度事業計画及び収支予算書等に関する件
 第2号議案 マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件
 【説明・報告事項】
 1 令和6年能登半島地震における災害対応等に関する件
 2 令和5年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件
 3 政策提言活動等に関する件
 4 部会委員会に関する件
 5 世界獣医師会(WVA)役員選挙に関する件
 6 世界獣医師大会(WVAC)への対応に関する件
 7 ワンヘルス活動に関する委託契約に関する件
 8 役員選任に関する件
 9 本会役員改選の登録案件に関する件
 10 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)
 11 その他
 (1) 日本獣医師会獣医学術学会年次大会に関する件
 (2) 第75回獣医師国家試験及び第2回愛玩動物看護師国家試験(令和5年度)の結果に関する件

(3) その他

【その他の報告・連絡事項】

- 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- 2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件
- 3 その他

V 会議概要：

【開 会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立することが報告され、開会した。

【会長挨拶】

先ほどは、私の2024年度世界獣医師会(WVA)次期会長選挙の当選をお祝いいただき、誠にありがとうございます。心から、皆様の長年にわたるご支援に感謝を申し上げます。

このたび未曾有の被害をもたらした令和6年能登半島地震が発生し、3カ月を迎えようとしております。本震災により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

日本獣医師会は、発生日、緊急対策本部を設置し、石川県獣医師会が立ち上げた現地動物対策本部と連携し、現在、被災動物の救護、一時預かり、支援金の募集など被災地の支援活動に取り組んでいるところです。理事、監事各位におかれましても本会活動にご理解をいただき、被災地域の地方獣医師会及び会員構成獣医師をはじめ、被災者と動物たちが一日も早く安心してともに生活できるように、ご支援とご協力を今後とも切にお願いを申し上げます。

先月2月14日、明治記念館において、4府省の大臣をはじめ関係議員連盟の国会議員、関係省庁、関係団体・企業、地方獣医師会、地方獣医師連盟の関係者、200名の参加者を得て、ワンヘルスセミナー及びワンヘルス推進関係者懇談会を盛大に開催することができました。国会議員をはじめとした関係者の皆さんに改めてワンヘルスの重要性を再認識いただく機会となり、それぞれのお立場でワンヘルスの実践活動の推進に努めていただくことを大いに期待しております。

冒頭、ご挨拶を申し上げたように、2024年度世界獣医師会(WVA)次期会長選挙につきましては、おかげ

さまで当選を果たすことができました。2024年から2年間、WVA次期会長として、さらに2026年からの2年間は会長として、ご支援を賜りました地方獣医師会や会員構成獣医師の皆様はもとより国内の関係団体、行政機関及び教育機関をはじめ国際機関とも連携、協力し、われわれ獣医師が国境の垣根を越え、地球規模でワンヘルスの活動の中心的な役割を担い、さらなる人類及び環境への貢献を尽くすとともに、今われわれが抱えている諸課題解決に結びつけることができるように、同時に獣医師の地位と社会的役割を向上させることにより獣医界の発展に尽力してまいりたい決意です。

また、販売用犬猫のマイクロチップ登録制度に関わる課題につきましては、本年4月1日からは登録手数料の適正化が図られるとともに、懸案であった法定登録データとAIPOデータの一本化、獣医師による平時の検索実施、付加価値サービスの活用についても、環境省がようやくわれわれの要望に沿って検討を始めたところです。さらに所有者の登録変更を確実に実施させるため、飼い主だけではなく譲渡人であるペットショップ等への変更登録の義務化、狂犬病予防法に基づく犬の登録データとの一元的運用によるワンストップサービスの実現に向け、取り組んでまいります。

今後とも本会が地方獣医師会と密接に連携し、国民に貢献できる制度の下で地方獣医師会、会員構成獣医師にとっても有用な事業となるように、最善を尽くしてまいりたい決意です。

本日は、本年度最後の理事会であり、令和6年度事業計画及び予算等の重要な議案を審議いただきますが、理事及び監事の皆様におかれましては忌憚のないご意見をお寄せいただき、それを踏まえて本会の適正な事業運営に努めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

【決議事項】

第1号議案 令和6年度事業計画及び収支予算書等に関する件

境専務理事から、資料に基づき令和6年度事業計画及び収支予算が説明された。

出席者から、①地方獣医師会におけるワンヘルス推進の取組み方法、②犬の飼養頭数減少対策、③WVA次期会長就任に伴う予算措置、④過去数年、標榜している本会事業のスクラップ&ビルドのうちのスクラップの実行、⑤災害発生時における日本獣医師会危機管理室による被災地へのVMAT派遣連絡調整等の質問・意見・要望等がなされた。

これに対して、①については、地方医師会、都道府県の行政機関の支援が必要であり、各都道府県に委員会を設置してもらい、地方獣医師会を含めた保健衛生分野、

獣医療分野、環境分野の関係者の協力により、将来的には条例制定まで進めてもらいたい。ワンヘルス推進委員会が作成した今後5年間のロードマップを参考に、まずは条例制定をするための委員会の設置を目標として進めていただきたい。②については、愛玩動物看護師の訪問看護等、かかりつけ動物病院による高齢飼育者支援や、ペットとの生活がもたらす幸福についてのキャンペーン等を検討したい。③については、内閣府公益認定等委員会の見解を踏まえて対応したい旨が回答された。

採決の結果、議案は一部文言修正の上、可決承認された。

第2号議案 マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件

境専務理事から、マイクロチップの装着・登録の義務化に向けた対応として、環境省との合意事項に係る履行状況（以下7項目）、及び令和6年度環境大臣指定登録機関収支予算の方針は、手数料の改訂により借入金の早期返済とシステム改修も見据えた事業の適正な運営が可能となる見込みである旨が説明された。

①「法定登録データベースとAIPO登録データベースにおけるマイクロチップ登録情報の一体的な管理」については、達成見込みであり、日本獣医師会の方針決定後、AIPOの登録情報を法定登録に一元化する作業に着手し、令和6年度はデータの整理、移行ツール作成、個人情報保護法上の周知等を想定していること、②「ブリーダー等による適正飼養と不正防止、逸走動物の保護時及び災害発生時、虐待通報時における獣医師のマイクロチップ情報の検索」については、達成見込みであり、現時点で疾病動物の検索は可能だが、令和6年度中に、省令により虐待（遺棄の可能性）の通報義務等を根拠に、獣医師による登録情報の検索を可能とする方向で要請していること、③「狂犬病予防法と動物愛護管理法に基づく犬の登録データの一体的運用」については、未達成だが、令和6年度中に、原簿に近い状態でマイクロチップの情報を管理できるよう、省令により基礎自治体が管轄内の犬の登録情報の一覧を参照できるように整備する方向で調整中であること、④「マイクロチップの番号の一意性と安全性を担保するための基準の整備」については、未達成だが、環境省、農水省及び日本獣医師会において、薬機法に基づき承認されたマイクロチップであることを省令改正により担保したいこと、⑤「マイクロチップ登録手数料の適正化」については、達成済であり、令和5年12月の政令により、令和6年4月から手数料が改正され、令和9年度末には本会計からの借入れが精算完了する予定であること、⑥「譲渡人変更登録の義務化」については、所有者の変更登録が確実に行われるよう、ペットショップ等での販売時において譲渡人にも変更登録の義務付けを行うことについて、令和6年通常

国会での法改正を要望していること、⑦「付加価値サービスの活用」については、達成見込みであり、環境省にて個人情報保護委員会に確認、所有者の任意の同意に基づき、診療サービスの提供等に活用する予定であること。

出席者から、①データ移行は法令改正等が担保されたうえで行った方が良く、②付加価値サービスは、飼い主にとって有用かつ、現場の人間が使いやすいものとするべきであるが、その内容を検討する場はどこか、③今後の方針決定後、データベースの一本化が進むのであれば、会員構成獣医師等に対して、早めに情報提供すべき等の質問・意見・要望等がなされた。

これに対して、①については、環境省や関係国会議員との交渉を踏まえて慎重に対応したい、②については、本会のマイクロチップ普及推進検討委員会で検討する旨が回答された。

採決の結果、資料に示された方針に基づき対応を進めることが承認された。

【説明・報告事項】

1 令和6年能登半島地震における災害対応等に関する件

境専務理事から、令和6年1月1日に地震が発生して以降の本会の災害対応について説明された。「日本獣医師会令和6年能登半島地震緊急対策本部」の設置（1月1日）、「対策本部会議」の開催（1月4日、1月13日）、「災害対策委員会」の開催（1月5日、1月9日、1月25日、2月9日、2月15日）に加え、支援金の募集、現地視察や石川県獣医師会への人材派遣、被災動物支援のための診療券の発行、被災動物の一時預かり費用の支援、各関連団体に対する動物用医薬品やペットフード等支援助資の提供依頼等について報告された。支援金については、一時預かり期間の延長や、被災会員構成獣医師の診療復旧支援等の互助・共助活動への充当もあり、引き続き更なる支援が依頼された。

出席者から、本会が募集する支援金とは別途、各地区から直接、被災地の獣医師会に支援金を送金している旨が報告された。

2 令和5年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

境専務理事から、令和5年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項への対応について、令和5年度第10回業務運営幹部会（令和6年1月19日）において協議の上、対応方針等（別記）が了承され、第14回職域別部会関係部会長会議（令和6年2月13日）における検討を経た内容について説明された。

出席者から、「無麻酔及び無資格者による犬猫の歯石除去の横行防止について」は、農林水産省のホームページで、「スケーラーを用いる歯石除去は、獣医師の獣医

学的判断及び技術をもって行う診療行為」と掲載されたが、さらなる指導徹底が要望された。

これに対して、法令違反については、地方獣医師会から都道府県への告発、都道府県が動かない場合は、日本獣医師会経由で農林水産省へ指導依頼、あるいは地方獣医師会自身が告発の対応となる。また、都道府県側では、指導徹底のためには、農林水産省のホームページ掲載以外に、農林水産省から各都道府県への公文による通知を求めており、本会からも依頼したい旨が回答された。

3 政策提言活動等に関する件

境専務理事から、令和5年12月から令和6年3月までの本会による要請活動等の政策提言活動の経過が報告された。

4 部会委員会に関する件

境専務理事から、部会委員会全体の運営状況について概要が説明された後、産業動物臨床・家畜共済委員会について立川理事及び横尾理事から、小動物臨床委員会について森理事から、VMAT養成カリキュラム等検討委員会及び学校動物飼育支援対策検討委員会について佐伯理事から説明された。

5 世界獣医師会（WVA）役員選挙に関する件

境専務理事から、世界獣医師会（WVA）役員選挙について、藏内会長は1回目の投票で次期会長に当選が決定し、令和6年4月16日開催のWVA総会で、日本人初の次期会長へ正式に就任する。引き続き、2年後に会長、4年後は前会長として、今後少なくとも計6年間、WVAの役員として活動予定である旨が報告された。

6 世界獣医師大会（WVAC）への対応に関する件

境専務理事から、①令和6年4月16日に南アフリカのケープタウンで開催される世界獣医師大会（WVAC）の対応について、②2年後の令和8年、藏内会長がWVA次期会長から会長に就任する2026年に世界獣医師会大会（WVAC）の東京開催を誘致する計画について説明された。

7 ワンヘルス活動に関する委託契約に関する件

境専務理事から、日本獣医師会と（一財）ワンヘルス推進支援機構におけるワンヘルス活動に関する委託契約の更新等について説明された。

8 役員選任に関する件

境専務理事から、専務理事と特任理事の計2名の役員を、新たに選任することについて、今後のスケジュールや手続き等が説明された。

9 本会役員改選の登録案件に関する件

境専務理事及び栗本副会長から、役員異動の登記・行政庁への届出等について報告された。

10 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境専務理事から、令和5年12月以降の職務遂行状況が報告された。

11 その他

(1) 日本獣医師会獣医学術学会年次大会に関する件

境専務理事から、第41回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和5年度）の収支決算について説明された。

(2) 第75回獣医師国家試験及び第2回愛玩動物看護師国家試験（令和5年度）の結果に関する件

境専務理事から、第75回獣医師国家試験及び第2回愛玩動物看護師国家試験（令和5年度）の結果について報告された。

(3) その他

出席理事から、各地区大会・地区学会において、ワンヘルスをテーマとした講演会等の開催について要望された。また、開催経費については、①日本獣医師会の獣医学術講習会・研修会事業の活用や、②地方でのワンヘルス関係セミナー等の開催に対する国からの支援を要請することとされた。

【その他の報告事項・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境専務理事から、当面の主要会議等の開催計画について、資料に基づき説明された。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

境会計責任者から、関連会議への出席、要請活動等について説明された。

【閉 会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力にお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。

【別 記】

令和5年度地区獣医師大会における 決議要望事項に対する日本獣医師会の対応等

1 人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策等のワンヘルスの実践

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・ 人、動物及び環境の健康・健全を目指して ～One Health からの学術アプローチの進展～（北海道地区）
- ・ One Health 理念（人と動物の健康と環境保全の重要性）のさらなる推進（関東・東京地区）
- ・ ワンヘルス推進強化（中部地区）
- ・ 感染症の発生に関する情報管理及び共有（中部地区）
- ・ 動物の SFTS 感染症動向及び配信体制の構築（近畿地区）
- ・ 伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（中国地区）
- ・ ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共通感染症対策の推進（四国地区）
- ・ ワンヘルスの理念の下に「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」構想の実現と九州への設置推進（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 人と動物の共通感染症対策等ワンヘルスの実践については本会と日本医師会、昨年8月福岡県に設置された「アジア獣医師会連合（FAVA）ワンヘルス福岡オフィス」と連携しつつ本会の最優先事項として、以下のとおり取り組む。
 - ① 関係行政機関に対し獣医師と医師の連携体制の強化への支援を要請するとともに、引き続き本会、日本医師会、農林水産省、厚生労働省が連携した人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に関するシンポジウムを開催し、広く国民の理解の醸成に努める。
 - ② 共通感染症対策として、引き続き愛玩動物、野生動物等の疾病に関する調査と検査・診断体制の確立、早期の発生診断等に資するため、獣医師を含む関係者を対象とする研修の実施を要請するとともに、獣医学系大学・研究機関とも連携し、愛玩動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と感染予防マニュアルの策定等検査・診断体制の整備に努める。
 - ③ 平時からの感染症発生情報の収集とともに、獣医

学術学会年次大会、各種研修会等においてもワンヘルスに係る話題を取り上げ、会員構成獣医師に対する情報提供に努める。

さらに国内、海外における人獣共通感染症における発生状況については、農林水産省、厚生労働省、WOAH（国際獣疫事務局）、WHO等の調査報告等に加え、SFTS等の個別課題についても日本獣医師会雑誌等において情報提供する。

(2) わが国におけるワンヘルスの実践活動を一層推進するため、今後も「ワンヘルス推進検討委員会」のほか関係する部会委員会等において検討を行い、その結果を踏まえ、自由民主党ワンヘルス推進議員連盟、関係行政機関等に対し、以下の要請等を行う。

① ワンヘルスの実践のため、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発等を法的に実施できる体制を確立し、令和7年度以降に創設される国立健康危機管理研究機構と連携・協力して人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための体制の構築

② 併せて、地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置に対する支援

2 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・輸入検疫体制等の強化（関東・東京地区）
- ・家畜伝染病防疫体制の強化（四国地区）
- ・越境性の悪性家畜伝染病及び国内発生の家畜伝染病に対する万全な防疫対策の強化（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、農場ごとの家畜衛生管理業務を「農場管理獣医師」に一元化する等、「飼養衛生管理基準」の遵守体制を確立することにより、以下のとおり家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じる。

① 本会及び獣医療関係団体は、平成22年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進総合対策事業を実施し、「農場管理獣医師」の養成・確保に努めてきた。今後は、社会のニーズに応える「認定・専門獣医師制度」を構築する中で、「農場管理認定・

専門獣医師」の名称・資格を位置付け、高度獣医療提供体制の強化を図る。

② 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）等の特定家畜伝染病対策については、引き続き本会に設置した「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」において検討を行う。特に養豚農場における豚熱のワクチン接種については、「農場管理獣医師」の専門資格制度の構築により、農場に対する一元的な管理及び指導・監督の下、飼養衛生、経営管理等全般を管理する体制の整備を図る。

(2) 海外悪性伝染病等に対するワクチンの開発製造を含む検査・研究体制の整備・充実については、上記1の(2)で述べた国の関係機関の連携・協力体制の強化における対応を要請する。

(3) 本課題については、今後も産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等において検討を行い、本会、地方獣医師会等の活動に反映させるとともに、各種越境性感染症の侵入防止対策の徹底、都道府県等の関係部局間の連携体制の強化・支援等を要請する。

3 狂犬病対策の充実・強化

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・狂犬病予防注射接種率向上を主体とした狂犬病予防法対策の推進（関東・東京地区）
- ・狂犬病予防法特例制度の対応（中部地区）
- ・動物愛護管理法、狂犬病予防法の早期の抜本的改正（近畿地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

(1) 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、① 検査対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化、② マイクロチップ（MC）を鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進、国内の犬飼育頭数の把握及びMCを予防注射済票の代替とするワンストップサービスの実現、③ 狂犬病ワクチンの在庫数量の把握及び狂犬病発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、④ 野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実、⑤ 獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、⑥ 狂犬病予防注射接種率向上のための国民への普及啓発等について引き続き要請を実施する。

(2) 特に地方自治体において統一的運用が見込まれない、狂犬病予防法特例措置制度を抜本的に改正するよう要請するとともに、市町村及び地方獣医師会の実態に即した狂犬病予防事務の一括委受託の在り方について「小動物臨床委員会」でさらなる検討を行う。

4 獣医師需給対策の推進，就業環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・産業動物診療の基幹施設である NOSAI 家畜診療所の運営及び獣医師確保（東北地区）
- ・大阪公立大学における獣医学教育の充実のための適切な教員配置及び参加型・体験型実習受入施設のさらなる拡充（近畿地区）
- ・獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用（中国地区）
- ・農業保険法に基づき設立された農業共済組合家畜診療所の運営費の助成（中国地区）
- ・地方自治体等勤務獣医師の待遇改善（四国地区）
- ・産業動物診療及び公務員獣医師の確保と処遇改善の強化（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 産業動物診療及び公務員獣医師の需給対策については、引き続き以下のとおり要請等を実施する。
 - ① 産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえ、獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善、また、大学における産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実、獣医学生に対する臨床実習等を行う家畜診療所、都道府県家畜保健衛生所等の実習受入れ体制の整備、修学資金の活用範囲の拡大等の要請を行う。特に農業共済家畜診療所については、農業保険制度に基づく病傷事故等診療収入以外への収入源の多元化を図り、家畜診療所の勤務獣医師の給与改善、施設及び環境整備等、産業動物獣医療の基盤となる家畜共済制度の運営基盤の充実強化等について要請活動を実施する。
 - ② 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、(i) 卒後間もない産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、実習、(ii) 中堅臨床獣医師に対する農場管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習、農場管理認定・専門獣医師に係る研修及び資格付与等を実施して、産業動物診療獣医師、公務員獣医師の職域への定着を図る。
- (2) 地方公務員獣医師の処遇改善については、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設や期限付きの初任給調整手当て代わる恒久的な給与改善（本俸の一律月額5万円以上の増額）を要請する。
- (3) 女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援については、本会の「女性獣医師活躍推進委員会」において男女を問わず獣医師が継続して就業できる職場環境の整備等の具体的な施策について引き続き検討し、要請を行う。

5 動物福祉・管理対策，野生動物対策，動物飼育環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

(1) 動物福祉・管理対策の推進

- ・人と動物との共生社会における「心のバリアフリー」の構築（関東・東京地区）
- ・動物愛護管理法，狂犬病予防法の早期の抜本的改正（近畿地区）
- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置付けの改正（中国地区）

(2) マイクロチップの普及推進

- ・理想とするマイクロチップ登録制度の実現（東北地区）
- ・日本獣医師会のマイクロチップ（MC）登録事務（AIPO）における地方獣医師会の関与（中部地区）

(3) 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・災害時における獣医師の役割・支援の強化（中部地区）
- ・災害時における被災動物救護と支援体制の構築（四国地区）
- ・九州 VMAT のさらなる育成・強化と地域自治体との連携強化及び迅速な災害時愛玩動物救護活動の支援体制整備の推進（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 人と動物の共生，高齢者の動物飼育支援等については、「小動物臨床委員会」，「動物福祉・愛護委員会」等において、「かかりつけ動物病院」による地域包括ケア活動構想の具体化，モデル事業の実施について検討し、実践及び普及を行う。

なお、実効性ある動物福祉管理の普及対策を円滑かつ適切に展開するためには、国民の理解・支援を得る必要があり、動物感謝デー in JAPAN 等、本会・地方獣医師会の活動等を介して普及・広報活動を行う一方、関係機関等に対し積極的に要請を行う。
- (2) 販売用の犬・猫への MC の装着・登録については、法定登録データと AIPO 登録データベースの一体的な管理、動物愛護管理法上の獣医師の役割の明確化を踏まえた獣医師による MC 情報検索、狂犬病予防事業との一体的な運用体制の整備等について、環境省、厚生労働省との円卓会議による両省との統一見解のもと、令和6年の通常国会での法改正に尽力する。
- (3) 災害時動物救護活動については、このたびの能登半島地震をはじめ、将来想定される直下型の大規模地震、大規模水害、新興・再興感染症の流行等発災時には、昨年、本会に設置した危機管理室が一元的に取り組むこととし、本会の会員構成獣医師並びに本会及び地方獣医師会の役職員の生命、身体等、さらに両会の

業務，我が国の獣医療に係る重大な被害が生じる恐れがある際には速やかに対応する。

また，環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成30年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定），本会が作成した「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル」等に基づき，有事の際の地元自治体と地方獣医師会との動物救援に関する協定等の締結，広域的な緊急災害時の動物救護活動等についてさらに検討を深める一方，「災害獣医療認定獣医師」制度の構築によるVMATの養成，災害時の派遣等に関する対応等具体的な対策を講じる。

6 獣医療提供体制の整備・確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立（関東・東京地区）
- ・日本の獣医事の国際化（獣医師の活動範囲の拡大）の積極的推進（関東・東京地区）
- ・愛玩動物看護職域団体との連携（中部地区）
- ・愛玩動物看護師国家試験会場の増設（中部地区）
- ・無麻酔及び無資格者による犬猫の歯石除去の横行防止（中部地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 獣医療提供体制の整備・確保対策については，農林水産省の支援による「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」等の実施により，「飼養衛生管理基準」に関する普及啓発，生産獣医療及び農場 HACCP の普及等に関する知識・技術を備えた「農場管理獣医師」の養成・確保，農業共済制度の改善等について検討し，要請を行う。
- (2) 総合的獣医療，各分野の専門的獣医療の提供については，令和6年4月に施行される獣医療法第17条に

定める広告制限の一部緩和を踏まえ，本会に設置した「認定・専門獣医師協議会」において，本会及び学協会が実施する研修プログラムの評価・認定等に取り組む等，認定・専門獣医師制度の適正な運営に努める。

- (3) 愛玩動物看護師の国家資格化については，本制度の円滑な運用，獣医療現場における獣医師と愛玩動物看護師等の適切な役割分担と連携によるチーム獣医療提供体制の構築，愛玩動物看護師の処遇改善と社会的地位の向上等の課題の解決に向け，さらに診療計画等の作成，遠隔診療指針等の適正運用等と併せて検討し，日本動物看護職協会とも連携して，必要な措置を講じるとともに，要請を行う。

- (4) また，獣医師法第17条に定める飼育動物の診療について，獣医臨床現場において疑義が生じている歯石除去については，このたび農林水産省がスケーラーを用いる歯石除去は，獣医師の獣医学的判断及び技術をもって行う診療行為であり，歯石が気になる場合は，獣医師に相談するようホームページにおいて注意喚起された。

- (5) 獣医師の国際的な活動については，各種の経済連携協定の進展により，将来的には獣医師資格の相互承認の取組みが予想される。このため，全国の獣医学系大学においては，獣医学教育改善の目標として「国際水準化」を掲げて改善に取り組んでいるが，十分な進展が見られない。一方，一部の大学の共同獣医学課程では，欧州の獣医学教育評価機関（EAEVE）の評価を受ける試みも行われている。獣医学教育の国際化については，昨年9月に，本会の藏内会長が会長を務めるアジア獣医師会連合（FAVA）とアジア獣医学教育協会（AAVS）がMoU等を締結し，連携して国際水準化に取り組むこととされたことから，これと併せ我が国獣医師ライセンスの国際通用性の確保に努めてまいりたい。